

少子化対策特別部会「基本的考え方（素案）」についての意見 2008/05/12  
日本テレビ報道局 宮島香澄

第8回会議に示されました「基本的考え方」について、会議での発言を補足し、具体的な修正案などを提出いたします。よろしくお願いいたします。

### 素案の文章の修正提案

#### <意見1>

7頁 「7 多様な主体の参画」

○「親を一方的なサービスの受け手としてではなく相互支援やサービスの質の向上に関する取り組みなどに積極的に参画を得る方策を得るべきである」を「自治体における保育施策の決定過程や現場などにおいても、親を一方的なサービスの受け手としてではなく、相互支援やサービスの質の向上に関する取り組みなどに積極的に参画を得る方策を得るべきである。」と修正していただけますようお願い致します。

(理由)

ここ数年の保育所の民営化の評価は施設によってもまちまちですが、地域において、この重要な転換の説明とプロセスの部分で問題が散見されました。子供の保育環境の大きな変化にもかかわらず、保護者への説明が遅かったり、保護者に決定だけが伝えられ、何を言っても無駄、と感じさせる状況もありました。自治体での子育て施策の決定・審査の議論(児童福祉審議会など)を市民参加型(実態として)にし、十分に公開し、保護者の意見が十分に検討されるべきと考えます。最近行き過ぎた親の要求が「親のワガママ」と捕らえられる側面もあるのですが、多くの常識的な保護者の意見を反映しつつ子育て支援政策を進める姿勢と体制づくりを自治体に構築してほしいと思うからです。

#### <意見2>

(意見の2と3は前回発言した「支援の対象を広げる」という主旨に関してです。)

2頁 「2 サービスの量の拡大について」

○ (2)「量」の拡充に向けた視点・留意点について

「○ 保育サービス等の抜本的な「量」の拡充を実現するためには、認可保育所の拡充を基本としつつ、・・・・・・」

→下線部のように

○ 「保育サービス等の抜本的な「量」の拡充を実現するためには、認可保育所の拡充、認可外保育所やサービスへの支援、を基本としつつ、多様な・・・・」

(理由)

現行では様々な入所要件に制約のある「認可保育所」をベースにした制度の拡充のみでは、受け入れ体制の問題解決にならないと考えます。認可保育所が不足している穴を認可外保育所などが埋めている現状を踏まえると、認可保育所に加えこれらの施設も支援していくことで、量的拡大や質的底上げをし、新制度体系で目指そうとする「すべての子供の健やかな育ちの支援」を実現していくべきです。

### <意見3>

#### 4頁「3 サービスの質の維持・向上

○ (2)保育サービス

「○ 保育サービスの「質」を考えるに際しては、認可保育所を基本としつつ、  
・・・・」

→下線部のようにと考えます。

「○ 保育サービスの「質」を考えるに際しては、これまでの認可保育所や認可外保育所の枠組みにとらわれず、各地域の実情に応じてそれぞれ実施されている創意工夫の成功的な取組を参考に、保護者やその子供のニーズに合った 多様なサービスを実践し、・・・・」

(理由)

保育サービスの質を上げるためには、認可保育所のみを環境を改善すればよいというものではないと思います。量の拡充のところでも示したように、認可保育所が不足している穴を認可外保育所などが埋めている現状をふまえると、現在認可保育所より財政支援が少ないこれらの施設を支援していくことで、量的拡大や質的底上げし、保護者の不公平感を減じ、制度体系で目指そうとする「すべての子供の健やかな育ちの支援」を実現していくべきだと考えます。よって、まずは、ニーズを反映した認可園の在り方を検討することと併行して、認可外の質の底上げも含めた財政的な支援を行うことが保育サービスを全面的に充実していく上で有効であると思います。

<意見4> 追加提案（会議での発言に即して）

多様な保育サービスを目指すとしながらも、認可保育所のことが中心になっている印象があり、放課後事業や 認定こども園等、省庁の連携が必要なことにも明記が少ないと感じます。そこで、以下の点を追記していただきたいと思います。

○ 認定こども園や放課後事業（学童保育や地域こども教室）についても、地域の実情に応じてNPO等を含めた様々な担い手が事業に取り組んでいる実態を踏まえ、関係省庁や地方自治体とも連携の上、保護者やその子供のニーズ本位のサービスを行えるよう、従来の管轄にとらわれない、制度面予算面等における柔軟な支援体制を構築することが重要である。

（理由）

厚労省からは、素案は「全体のサービスにかかっている」とのご説明でしたが病児保育、延長保育、夜間保育、ファミリーサポートサービスや認定こども園、放課後事業についても検討対象だと、はっきり伝えたいためです。

## 文言修正以外の追加意見

少子化対策特別部会で、保育、特に「受け入れ施設」の話が多かったこともあり問題意識をもつ、労働に関する発言の機会を逸していました。私自身、部会で唯一の民間企業に勤める現役小学生持ちマザー、悩める労働者ですので、現在私から見える子育てと労働の現状をお伝えしたいと思いました。働き方を行政手段のみから変えるのは難しいのですが、複雑になる企業の現場に対して、両立支援の立場からの「働き方の見直し」をさらにしっかり打ち出していきたいです。

### <意見5>

子供の受け入れ先を増やしても、子供を持つかを悩む夫婦の最低限のハードルをひとつなくしただけで根本は解決されず、働く環境が鍵です。私が意見を申し述べた「親の施策決定への関与」も、親がぎりぎり労働育児をしている現状のままで求めれば、親の負担を増やしさらに追い詰めることにもなりうると感じています。

「働き方の見直し」は、親が自分だけでできるわけではなく、企業・雇用側へのアプローチをもう少し明確にしたいと思います。育児休業制度やさまざまな制度の利用は、まだ、公務員や大企業の被雇用者に多く、女性の雇用形態として比率を増している派遣・非正規雇用にまだまだ届いていない現状があります。少しずつ制度の改善が行われているところではありますが、両立支援には、安定的な雇用の実現と、雇用の形態を問わずに支援制度を利用できる環境の構築が必要と考えます。育児支援制度を利用できる被雇用者とそうでない被雇用者の二極化を危惧しており、両立の環境整備を「被雇用者全体に」広げる実質的な方策が必要です。

また、「両立支援」というと育児休業制度が話題になりやすいのですが、育児休業は10年・15年続く育児のごく一部の期間の話で、より重要なのは、仕事再開後に労働者としても十分達成感をもちながら仕事と育児ができるかだと思います。いったん仕事をやめたりペースを落ととしても、再度戻れば能力がきちんと評価されるよう、次世代育成の視点からも「同じ働きに対する公正な賃金」と「均等的処遇」を改めて求めるべきと考えます。

効率化や成果主義で余裕がなくなっている企業社会で被雇用者は、育児休業を取得でき子供が保育園に入れる幸運に恵まれたとしても、育休復帰後にもうひとつの二者択一を迫られていると思います。ひとつは、時に子供をかえりみないくらいに残業もして、社内キャリアを積む道。もうひとつは、キャリアトラックを変え、時に雇用形態も変え

て、交代可能で比較的短時間で終了する仕事を続ける道。後者を選んだ場合、能力を出産前同様に生かせないことも多く、正社員から雇用形態を変えた場合には、以前と同じ質の仕事をしていても給与が激減します。企業がモーレツな働き方を前提に動く限り、正社員として短時間勤務制度が整ったとしても、それは職場の中で分断されたいわゆる「マミー・トラック」をつくるだけのことにならないか、心配があります。育児支援の施策は、男女の均等待遇と一緒になければうまくいかないし、少なくとも、同質の価値の仕事、時間だけ短時間、あるいは在宅で行うことを正当に評価することを前提としないと、本当に使える制度にならないと考えます。

さらに女性、とくに仕事を一度中断した人の賃金が、高い能力があっても抑えられがちなのは、夫の育児参加にも影響があります。女性と男性の賃金格差が大きい日本では、男性の育児休業を奨励しても、経済上妻が育休を取る方が合理的な場合が多く、男性の育児休業取得は、ごく短期間か、妻が男性並みの給与を得ている夫婦のみになりがちです。母親仲間と話していて、夫婦間の給与・待遇の差が、夫に育児での分業を求めにくい土壌にもなっていると感じます。

「労働に応じた公正な賃金」と「均等待遇」は、非正規雇用のカップルが希望するだけの子供を持つためにも、出産後の女性の働き方の上でも非常に重要だと考えています。こうしたことやこれまでの議論をふまえ、「働き方の見直し」の項目を増やす方向で検討いただきたいと思います。

#### 国民的合意について

##### <意見6>

「国民の理解・合意のための取り組み」をもっと強調し、別項目をたてることも考えられないでしょうか。

日本で少子化対策が「必要だ」という合意は全体としてはあると思うのですが、政治や識者の議論でも「実態をわかっていない」と感じることもありますし、中小企業の幹部など、状況が正確にわからないから手がつけれないところもあると思います。財源確保の意味でも、子育て支援が切実なのは世代に限られるため、年金・医療・介護などに比べ発言力が弱くなりがちです。

清原委員のご意見のように、検討過程のPRを強化したいところです。

以上